

不法無線局による障害事例

不法無線局とは、電波の利用に必要な無線局の免許が無いのに開設（電波の発射が可能な状態）した無線局をいいます。

この不法無線局から出される電波である不法電波は、免許を受けて使用している無線局の通信を妨害し、さらに改造された不法無線局からの不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオ、さらに消防・救急、警察や鉄道、航空機などの人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

○ 不法市民ラジオ

不法市民ラジオが使用する周波数帯（26.1MHz～28MHzの周波数）は、船舶の緊急通信用にも使用されており、これに妨害があった場合には船舶の緊急通信が困難となり、人命に関わる影響が出る場合があります。

また、不法無線機の出力が大きい場合は、テレビ・ラジオの受信に障害を与え、画面に縞模様が出たり音声がかたくなるなど視聴が困難となるほか、電話回線にも音声や雑音が入り電子機器（OA機器、クーラー等）が誤動作するなど、社会的に大きな影響を与える場合があります。

○ 不法パーソナル無線

不法パーソナル無線には、免許を取得しないで運用するもの、パーソナル無線用周波数以外の電波が発射できるように改造したものや周波数を独占して使用できるように改造した不法な無線機を運用するものがあります。

パーソナル無線用周波数以外の周波数が発射できるように不法に改造したパーソナル無線が使用する周波数帯（900MHz帯）は、携帯電話や地域防災無線などに利用されており、不法パーソナル無線によって一度に多くの利用者が通信不能に陥る障害を生じるなど、社会的に大きな影響を与える場合があります。

○ 不法アマチュア無線

不法アマチュア無線には、免許を取得しないで運用するもの、アマチュア無線用周波数以外の周波数の電波が発射できるように不法に改造した無線機を運用するものがあります。

不法に改造した無線機でアマチュア無線用周波数以外の150MHz帯や400MHz帯の周波数を使用すると、この周波数帯が消防・救急・鉄道などの公共性の高い重要無線通信用にも使用されていることから、これら重要無線通信に重大な影響を与える場合があります。

